



## ポツダム宣言 (抜粋)

1945 (昭和20) 年発表

- 6 [軍国主義の除去]  
吾等(われら)ハ無責任ナル軍国主義カ世界ヨリ駆逐(くちく)セラルルニ至(いた)ル迄(まで)ハ平和、安全及正義ノ新秩序カ生(しょう)シ得サルコトヲ主張スルモノナルヲ以(もつ)テ日本国国民ヲ欺瞞(ぎまん)シ之(これ)ヲシテ世界征服ノ挙(きょ)ニ出(い)ツルノ過誤(かご)ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレサルヘカラス
- 8 [領土の制限]  
「カイロ」宣言ノ条項ハ履行(りこう)セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及(および)四国並(ならび)ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限(きょくげん)セラルヘシ
- 9 [軍隊の武装解除]  
日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且(かつ)生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルヘシ
- 10 [戦争犯罪人の処罰・民主主義的傾向の復活強化]  
吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隷(どれい)化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図(いと)ヲ有スルモノニ非サルモ吾等ノ俘虜(ふりょ)ヲ虐待(ぎゃくたい)セル者ヲ含ム一切(いっさい)ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰ヲ加ヘラルヘシ日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於(お)ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙(しょうがい)ヲ除去スヘシ。言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ
- 12 [占領軍の撤収(てっしゅう)]  
前記諸目的カ達成セラレ且(かつ)日本国憲法国民ノ自由ニ表明セル意思ニ従ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府カ樹立セラルルニ於テハ連合軍ノ占領軍ハ直(ただち)ニ日本国ヨリ撤収セラルヘシ